

# 野間清治顕彰会会則

(名称)

第1条 本会は、野間清治顕彰会と称し、事務所を桐生市立図書館内に置く。

(目的)

第2条 本会は、日本の出版王として知られる、講談社の創業者である野間清治偉業を尊び、桐生出身の先輩を誇りとする市民の共感と賛意を得ながら顕彰を通じて、桐生の文化活動を推進する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 野間清治記念館の建設
- 2 野間清治の業績を啓蒙
- 3 野間文庫読書推進賞を設置し、広く読書運動を推進
- 4 野間清治顕彰会だより、先覚者等紹介冊子を発行
- 5 文化講演会等を随時開催
- 6 桐生に関わる文化人の顕彰
- 7 その他必要事項

(会員)

第4条 本会の会員は正会員、賛助会員を以って構成する。

- 1 正会員 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納める者
- 2 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、その事業の発展を支援助成する個人、もしくは法人・団体

(会費)

第5条 本会の会費は、正会員 一口 2,000円  
賛助会員 一口 10,000円とする。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
書記	2名
会計	2名
部長	若干名
事務局	
事務局長	1名
事務局長次長	1名
事務局員	若干名
理事	若干名
監事	若干名

(各部会)

第7条 本会に、次の部を置く

野間清治記念館準備室・読書推進部・広報部・ホームページ

(役員を選任)

第8条 本会の役員を選任は次のとおりとし、任期は2年とする。但し補欠補任による役員任期は前任者の残任期間とする。

- 1 理事及び監事は総会において選任する。
- 2 会長、副会長、会計、書記、事務局長、部長は理事会の互選とする。
- 3 監事は会計監査にあたる。

(名誉会長・顧問及び相談役)

第9条 本会に名誉会長・顧問及び相談役を置くことができる。

本会に名誉会長・顧問及び相談役を置く場合は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会、役員会とする。

- 1 総会は毎年1回開催する。会長は必要に応じ臨時総会を招集することができる。
- 2 理事会は理事及び監事を以って構成し、会長が議長となる。
- 3 役員会は必要に応じ随時開催する。

(各種委員会)

第11条 会長は本会の円滑なる運営を図るため、必要に応じ各種委員会を設置することができる。

(議事の運営)

第12条 本会の会議は会長が招集し、総会、理事会及び役員会とする。

総会及び理事会の議決は出席者の過半数とする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

附則

- 1 この会則に定めるものの他、本会の事業の運営上、必要な事項は理事会の承認を得て会長が別に定める。
- 2 本会則は平成9年11月5日より施行する。
- 3 本会則は平成10年6月25日より施行する。 一部改正
- 4 本会則は平成11年7月9日より施行する。 一部改正
- 5 本会則は平成12年7月30日より施行する。 一部改正
- 6 本会則は平成18年5月28日より施行する。 一部改正
- 7 本会則は平成20年6月8日より施行する。 一部改正
- 8 本会則は平成22年5月20日より施行する。 一部改正